

令和8－9年度 松原ダム・下笠ダム管内維持修繕工事

特 記 仕 様 書

令和8年 1月

独立行政法人 水資源機構

筑後川上流総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

1-1 適用

1. この特記仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が別に定める「土木工事共通仕様書（令和6年4月）」（以下「共通仕様書」という。）及び「土木工事施工管理基準（令和6年4月）」に優先して、令和8-9年度 松原ダム・下笠ダム管内維持修繕工事（以下「本工事」という。）に適用する。
2. 図面及び現場説明書並びに現場説明に対する質問回答書は、共通仕様書に優先して適用する。
3. 各種基準等に記載されている「請負者」は「受注者」に読み替えるものとし、各種工事書類様式に記載されている「請負者」は「受注者」に修正して使用するものとする。

1-2 準拠基準

1. 本工事に適用すべき諸基準は、共通仕様書によるほか、監督員が指示するものとする。

第2節 工事概要等

2-1 工事場所

大分県日田市大山町西大山地先他

2-2 工事概要

松原ダム管内、下笠ダム管内の河川区域及び周辺環境の維持と突発的な損傷、被害等の異常発生時に応急対策及び修繕を行うものである。

松原ダム管内維持工（令和8・9年度）

樹林帯維持工	一式
清掃工	一式
施設植物維持管理工	一式
河川土工	一式
応急処理工	一式
擁壁護岸工	一式
交通管理工	一式

下笠ダム管内維持工（令和8・9年度）

樹林帯維持工	一式
清掃工	一式
施設植物維持管理工	一式
河川土工	一式
応急処理工	一式
交通管理工	一式

放流警報設備工

放流警報警報局装置設置工	一式
--------------	----

第3節 工期等

3-1 工期

1. 工期は、契約締結の翌日から令和10年3月31日までとする。
2. 6月11日から9月30日は出水期間であり、原則として河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。
樹林帯維持工、清掃工、施設植物維持管理工、河川土工、応急処理工、擁壁護岸工、交通管理工

3-2 工事工程の共有

1. 受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。
施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。
 - ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
 - ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
 - ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
 - ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
 - ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

3-3 週休2日交替制適用工事

1. 本工事は、技術者及び技能労働者が交代しながら週当たり2日以上の日確保に取り組む「週休2日交替制適用工事（発注者指定方式）」の試行工事である。
2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

(1) 週休2日

対象期間において、以下のとおり技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保を行ったと認められる状態をいう。

降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、「災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合」「異常気象による安全パトロール」「休日に開催される現場見学会等」等の現場閉所日の取り扱いについては、監督員との協議により決定するものとする。

①完全週休2日交代制

対象期間内の全ての週において現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。週の定義は月曜日から日曜日とする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月については、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている状態をいう。

③通期の週休2日

対象期間において、休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請け企業については施工体制台帳上の工期を基本とし、対象者は、施工体制上の元請け、下請け全ての技術者及び技能労働者とするが、非常勤（臨時）で従事する者は除くものとし、対象期間内で連続して4週間以上従事している者を対象とする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、受注者の責によらず交代制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議し交代制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。

3. 受注者は、土木工事共通仕様書「1-1-1-4 施工計画書」に基づき、工事着手前に提出する施工計画書に、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出するものとする。
4. 監督員は、受注者の休日率の状況について月1回程度を目安として確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
5. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、取得報告書の様式は任意とするが、週単位の週休2日が確認できるものとする。

6. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
7. 対象期間において、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
8. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、現場管理費率に乗じているが、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日を達成していないものは、補正係数を月単位の週休2日に変更する。その際、月単位の週休2日が未達成であった場合は補正係数を除した変更とする。

完全週休2日及び月単位の週休2日の補正係数は以下のとおりとする。

補正項目	完全週休2日	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
現場管理費率	1.03	1.02

9. 工事現場において、週休2日制適用工事である旨を工事看板等において明示することとする。

第4節 総価契約単価合意方式

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額の算定や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。
2. 共通仕様書第3編1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。
受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づく内訳書を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。
3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第5節 低入札工事の対応

5-1 適用

基準価格を下回る価格で落札した場合において、受注者は以下の対応に応じなければならない。

5-2 施工計画書の内容のヒアリング

受注者は共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

5-3 施工体制台帳のヒアリング

受注者は施工体制台帳の提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

5-4 立会による確認、段階確認及び施工記録の提出

監督員は確認、立会等について、別途指示することができるものとする。

5-5 技術者の配置

監理技術者の配置が義務づけられている工事において、契約の相手方が、当機構が発注した工事に関し、入札日から過去2年以内に竣工した工事、あるいは入札時点で施工中の工事において、以下の事項に該当する場合、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置するものとする。

- (1) 65点未満の工事成績評定を通知された企業
- (2) 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理に関し、統括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- (4) 安全管理に関し、指名停止又は統括（主任）監督員から書面による改善命令、警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- (5) 自ら起因して工期を大幅に遅延させた企業

第6節 新技術の活用

1. 受注者は、施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、指定若しくは提案された技術を除き、新技術情報提供システム（NETIS）等を用い、新技術等の適用の有無や試行現場照会中の技術の活用について検討し、活用可能な新技術等が

- ある場合は、提案を行うことができる。
2. 当該技術提案が設計図書等で定められた事項に係るものでない場合は、設計変更を行わない。また、当該技術提案が設計図書等で定められた事項に係るものである場合は、発注者と受注者とが協議の上で、設計変更を行うものとする。
 3. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督員の許可なく公表してはならない。

第7節 ワンデーレスポンス

1. 本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。「その日のうち」とは、受注者からの打合せ簿の提出が午前中の場合は「当日」、午後の場合は「翌日中」とする。ただし、閉庁日を除く。また、「その日のうち」に回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
2. 受注者は施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工するものとする。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。
4. 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

第8節 ウィークリースタンス

1. 監督員及び受注者は「ウィークリースタンス」として、以下の事項を相互で確認し取組むことにより、工事現場環境の改善を行うものとする。
 - ①依頼日・時間及び期限に関する事項
 - ②会議・打合せに関する事項
 - ③業務時間外の連絡に関する事項
2. 受注者は確認した「ウィークリースタンス」の内容について、共通仕様書1-1-1-4 施工計画書に記載するものとする。
3. 「ウィークリースタンス」の取組は、工事の進捗に影響を及ぼさない範囲で実施するものとし、災害対応等の事態が発生した場合には適用しない。

第9節 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年9月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
2. 「工事関係電子書類一覧表」により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
3. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第10節 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより

業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。

2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムについては、次の要件を満たすものを選定すること。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev. 5. 6)
ただし、電子納品に関する要領・基準について更新が生じた場合は、最新のシステム機能要件を満たすものを採用するものとする。
3. 監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督員の確認を得た上で決定する。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える事
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う事
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる事

第11節 調査資料等

受注者は、本工事の施工計画及び実施工程表を作成するため、次の調査資料を閲覧することができる。ただし、調査資料は契約書第1条にいう「設計図書」ではない。

1. 気象・水文関係資料
2. 工事用地関係資料
3. その他、監督員が必要と認める資料

第12節 諸経費動向調査に対する協力

受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。

第13節 コリンズ (CORINS) への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、共通仕様書第1編1-1-5によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において、当工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所及び座標（緯度、経度）を記載するものとする。座標は世界測地系（JGD2011）に準拠する。
起点 大分県日田市大山町西大山 緯度：33° 11′ 42″ 経度：130° 59′ 32″
終点 大分県日田市中津江村栃野 緯度：33° 08′ 01″ 経度：130° 56′ 32″

第14節 工事用地等の使用

14-1 工事用地等

1. 発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、特記仕様書第1章第13節（調査資料等）に示すとおりである。

2. 受注者は、工事用地等について、工事施工に先立ち監督員の指示により用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

第15節 施工体制台帳

15-1 名札の着用

共通仕様書1-1-1-10第1項の受注者は、監理技術者又は専任特例2号の場合の監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）、監理技術者補佐及び共通仕様書1-1-1-10第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。）

<名札の例>

●●●●●技術者（●●●）	
写 真	氏 名 ○○ ○○
2 cm×3 cm	工 事 名 ○○・・・工事
程 度	工 期 自○○年○○月○○日
	至○○年○○月○○日
印	会 社 名 ○○建設株式会社

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする

注2) 所属会社の社印とする

第16節 他工事との協力

本工事と現場が輻輳する工事を実施する場合、監督員より通知する。その場合は、施工手順・工程について、当該工事の受注者と十分な打合せを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

第17節 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

第18節 支給材料

1. 支給材料
支給材料は次表のとおりとする。

品名	規格	単位	数量	備考
パンザーマスト	R412S	本	1	
パンザーマスト	R718S	本	1	

2. 引渡し場所

大分県日田市大山町西大山8492-2

3. 引渡し時期

令和8年11月中旬頃

※詳細については別途監督職員が指示する。

第19節 工事現場発生品

現場発生品は次のとおりとする。

1. 現場発生品

- (1) 立木伐採における現場発生品（丸太）は、監督員より指示があった場合は、以下の場所まで運搬のうえ引き渡すものとする。

なお、引き渡しを行う際は、丸太の発生品調書を作成し監督員に提出すること。丸太の計測にあたっては日本農林規格（JAS）に基づき計測するものとする。これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。

- (2) 警報局装置撤去工にて生じたパンザーマストは、監督員より指示があった場合は、以下の場所まで運搬のうえ引き渡すものとする。

なお、引き渡しを行う際は、パンザーマストの発生品調書を作成し監督員に提出すること。

品名	規格	運搬先	備考
丸太	L=3m又は4m	下釜焼却炉仮置場	
パンザーマスト	R310	下釜焼却炉仮置場	
パンザーマスト	R212	下釜焼却炉仮置場	

- (3) 本工事において再利用できない鋼製の発生品が生じた場合は、スクラップとしての価値の有無を監督員と協議し、価値がある場合は、現場発生品として発生品調書を作成し監督員に提出すること。価値がない場合は、本工事で処分するものとし、設計変更の対象とする。

第20節 建設副産物等

20-1 一般事項

受注者は、建設副産物の取り扱いにあたっては、共通仕様書に定めるもののほか、「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について（平成18年6月13日付け18技第33号）」も遵守するものとする。

20-2 建設副産物実態調査（センサス）

本工事は建設副産物実態調査（センサス）の対象工事である。

受注者は、資材の利用及び搬出の有無にかかわらず、再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を以下の国土交通省HP掲載の「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」により作成するものとする。

URL:<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/p>

age_03060101credas1top.htm

再生資源利用〔促進〕計画書は、施工計画書に添付するとともに、電子データを監督員に提出するものとする。

再生資源利用〔促進〕実施書は年度毎及び工事完成時に電子データで監督員に提出するものとする。

20-3 建設発生土の搬入

本工事の建設発生土は、次に示す受入地に運搬するものとし、受入条件は次のとおりとする。ただし、栃原仮置き場に搬出する建設発生土はこの限りでない。

これにより難しい場合が生じたときは、監督員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

【(株)セイワ：建設発生土受入地】

(1) 受入場所：大分県日田市大山町東大山下尾谷1823番1

(2) 受入時間帯：8時00分～17時00分

(3) 受け入れ日：月曜日～金曜日

(4) 運搬距離：松原ダム管内より片道12.4km
下釜ダム管内より片道21.7km

(5) 搬出調書等：搬出調書を作成し、監督員に提出するものとする。

20-4 建設副産物

1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

本工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、次の積算条件を設定しているが、契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上、条件明示した次の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法（※）
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※ 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 建設副産物の搬出

本工事において発生する建設副産物（建設発生土を除く）は、次に示す搬出先区分に従い搬出するものとする。

なお、処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではないことから、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については監督員と協議のうえ、設計変更の対象とすることができる。

建設副産物	搬出先区分	積算上の条件明示				
		受入れ場所	受入期間及び受入時間	その他の受入条件	下釜焼却炉仮置場からの片道運搬距離	受入費用（税抜き）
幹	同上	大分県日田市大字東有田地内	第2・第4土曜・日曜・祝祭日を除く 8時～17時		約24km	12,000円/t
根株	同上	大分県日田市大字東有田地内	日曜・祝祭日を除く 9時～17時		約25km	18,000円/t
木くず(廃プラ混じり)	同上	大分県日田市松野町地内	日曜・祝祭日を除く 8時～17時		約25km	55,000円/t

20-5 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

20-6 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

20-7 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

20-8 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

20-9 建設発生土の運搬を行うものに対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、上記「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と上記「再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

20-10 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載した事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

第21節 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第24条及び共通仕様書第1編1-1-13から1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（独立行政法人水資源機構平成27年11月）に準拠するものとする。

第22節 数量の算出

数量の算出には国土交通省国土技術政策総合研究所ホームページ掲載の土木工事数量算出要領（案）を使用する。

第23節 部分引渡し

本工事については、工事の完成に先立って、次表のとおり部分引渡しを行うものとする。

工種(種別)	指定部分	引渡し時期	備考
松原ダム管内維持工(令和8年度分)	樹林帯維持工 清掃工 施設植物維持管理工 河川土工 応急処理工 擁壁護岸工 交通管理工 擁壁護岸工	令和9年3月	
下笠ダム管内維持工(令和8年度分)	樹林帯維持工 清掃工 施設植物維持管理工 河川土工 応急処理工 交通管理工	令和9年3月	
放流警報設備工	放流警報局装置設置工	装置設置完了後	

第24節 部分使用

契約書第33条にいう部分使用を次表とおり予定している。

工種(種別)	使用部分	部分使用時期	備考
擁壁護岸工	根継工	根継工完成後	
放流警報設備工	放流警報局装置設置工	装置設置完了後	

第25節 主任技術者等

25-1 主任技術者等

1. 本工事の主任技術者、監理技術者若しくは専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

なお、以下に該当する場合で監督員と協議のうえ認められたもの以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

- 1) 死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合
- 2) 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- 3) 工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- 4) 工事工程上、当該技術者の交代が合理的な場合
- 5) 上記1) から4) において途中交代を認める際の現場対応

① 交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とする。

② 交代前後における当該技術者の技術力が同等以上に確保されること。

③ 工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置する。

また、発注者から説明を求められた場合は当該技術者及びその他技術者の職務分担、本支店等の支援体制に関する情報を説明しなければならない。

2. 専任の監理技術者が、工事途中で監理技術者補佐を設置して当該監理技術者が外の工事現場を兼務することにより、専任特例2号の場合の監理技術者となることは、技術者の変更にはあたらない。専任特例2号の場合の監理技術者が、専任の監理技術者になることも同様とする。

なお、当該監理技術者が外の工事現場を兼務する場合は、入札説明書に記載の専任特例2号の場合の監理技術者に関する要件を満たすものとした上で、監理技術者補佐を設置することによる施工体制の変更が生じることから、事前に監督員の了解を得るものとする。

25-2 主任技術者等の専任期間

主任技術者等の専任が義務づけられている工事における主任技術者等の専任期間は、原則として本工事の工期中とするが、次に掲げる期間については工事現場への専任を要しない。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）
- ② 契約書第20条による工事全面一時中止期間、又は設計図書に定める工事休止期間。
- ③ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- ④ 工事完成検査に合格後の期間（発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しない）

第26節 施工管理

26-1 管理基準

1. 本工事の施工管理は、機構が別に定める「土木工事施工管理基準（令和6年4月）」によるものとする。

なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

2. 本工事の写真管理は、機構が別に定める「土木工事施工管理基準（令和6年4月）」によるものとする。

なお、「撮影項目」、「撮影頻度等」が工事内容に合致しない場合は、監督員と協議の上、写真管理を行うものとする。

3. 受注者は、本工事の土工の出来形管理において、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）（平成24年3月国土交通省）」に基づき出来形管理を行う情報化施工技術を使用しなければならない。ただし、これにより難しい場合には、監督員と協議するものとする。

なお、受注者は、設計図書を照査し、情報化施工の実施に必要な情報化施工用データを作成する。発注者は、情報化施工用データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、情報化施工を実施する上で有効と考えられる、詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書を受注者に貸与する。

第27節 工事中の安全確保

27-1 工事における安全確保

工事中に安全管理上の処置が不適切であった場合は、発注者は労働災害に対する安全管理上の改善命令等を行い、履行報告書の提出を求めることがある。

27-2 重点的安全対策

1. 工事の施工にあたっては、機構で組織する中央安全協議会が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を怠らなければならない。

なお、令和8-9年度における「重点的安全対策」の項目は、発注者により決定次第通知する。

2. 受注者は、施工計画書を立案する際に、現場状況等を事前に確認し、現場条件・工事内容等に即した安全管理を検討するとともに、重点的安全対策の具体的な実施方法を施工計画書に明記するものとする

3. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ① 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ② 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

27-3 工事看板等

工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督員の承諾を得るものとする。

27-4 刈払機を使用する除草作業における安全対策

受注者は、刈払機を使用する除草作業を行う場合は、「草刈機運転作業安全基準（平成27年7月）」（独立行政法人水資源機構）を適用するものとする。

27-5 交通誘導員

工事期間中に配置する交通誘導員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督員と協議するものとする。

配置場所	配置人数	期間	現場条件	備考
日田玖珠消防本部 付近河川進入路 交差点	1人	松原ダム貯 水池より塵 芥等運搬時	昼間勤務 (8:00～17:00)	
県道12号天瀬阿蘇 線進入路交差点	1人	松原ダム貯 水池より土 砂運搬時	昼間勤務 (8:00～17:00)	
県道天瀬阿蘇線 下笠橋交差点	1人	下笠ダム貯 水池より塵 芥等運搬時	昼間勤務 (8:00～17:00)	
国道442号線 栃原グラウンド 出入口	1人	下笠ダム貯 水池より土 砂運搬時	昼間勤務 (8:00～17:00)	
県道9号線 中千丈局舎周辺	2人	放流警報設 備資機材搬 出入時	昼間勤務 (8:00～17:00)	

第28節 交通整理員・誘導員の資格

交通整理・誘導員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）又は、経験1年以上の者を配置すること。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

第29節 工事現場の現場環境改善

1. 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は、本工事施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
2. 現場環境改善の内容については、監督員と協議のうえ5つ以上選定し、実施するものとする。
 - (1) 仮設備関係
 - ①用水・電力等の供給設備
 - ②緑化・花壇
 - ③環境負荷の低減
 - (2) 営繕関係
 - ①現場事務所の快適化
 - ②現場休憩所の快適化
 - ③健康関連設備及び厚生施設の充実等
 - (3) 安全関係
 - ①工事標識・照明灯安全施設のイメージアップ（電光式標識等）
 - ②盗難防止対策（警報器等）
 - ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
 - (4) 地域連携
 - ①デザイン工事看板（各工事PR看板含む）
 - ②地域対策費（地域行事等の経費を含む）

③社会貢献

3. 現場環境改善については、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含めて提出するものとする。

第30節 快適トイレの設置

1. 内容

受注者は、監督員との協議により快適トイレを設置する場合、(1)から(11)の仕様を満たすものとする。

なお、(12)から(17)については、推奨する仕様、付属品であり、必須とはしない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレ設置に際しての配慮事項

快適トイレの設置に際しては、以下の(1)～(6)に配慮することとする。

- (1) 全般
快適トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く者の意見を聞く
- (2) 設置位置
男性トイレと女性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する
- (3) 動線の配慮
男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする
- (4) ドアの向き
トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
- (5) 照明
窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
- (6) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする

3. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、設計変更の対象とする。

受注者は、快適トイレの設置に先立ち「1. 快適トイレの仕様」を満たすことを示す書類及び見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議するものとする。

快適トイレの費用については、従来品相当（10,000円／基・月）を差し引いた後、51,000円／基・月を上限として設計変更の対象とする。

対象数量の上限は、男女別で各1基とし2基／工事（「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事においては「工事」を「施工箇所」に読み替える）までとする。

なお、ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円／基・月を上限とし設計変更の対象とする。

第31節 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は次のとおりである。

(1) 真夏日の定義

以下の①～③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。

ただし、不稼働日（休日（土日、祝日、年末年始及び夏季休暇）、天候等による作業不能日等を考慮した作業不能日）は、真夏日に含めないものとする。

なお、施工現場から最寄りの観測所での観測値を基本とするが、観測条件等を考慮し受発注者間の協議により観測所を決定することができるものとする。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25以上の場合

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度（℃）以上の場合

③夜間工事については、作業時間帯の暑さ指数（WBGT）が最高25以上の場合又は最高気温が30度（℃）以上の場合

(2) 基準日及び対象期間

基準日は、工事着手日を基本とする。

対象期間は、基準日から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（土日を除く）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象期間に含まないものとする。

ただし、工事完成日が夏季となる場合については、契約変更手続き期間等を踏まえ受発注者間の協議で工事完成日を定めるものとする。

(3) 真夏日率の算出

真夏日率の算出は以下のとおりとする。真夏日率（％）＝対象期間中の真夏日日数（日）÷対象期間（日）

(4) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、対象期間中の真夏日の状況に応じて補正値を算出するものとし、現場管理費に加算する。

なお、補正は契約変更において行うものとする。

真夏日補正値（％）＝真夏日率（％）×真夏日補正係数※1

※1：真夏日補正係数 1.2

第32節 環境対策

32-1 水濁防止対策

貯水池及び河川と近接していることから、工事に伴う濁水の流出防止など水質汚濁防止に十分努めなければならない。

32-2 漏油・濁水防止対策

受注者は、本工事で使用する建設機械等について、万が一の機器故障等による貯水池又は河川への油脂類流出に備え、以下の対策を実施し、漏油・濁水防止等に万全を期するものとする。

1. 油脂類流出の恐れのある場所で施工する建設機械のうち、油圧ホースのある建設機械の運転前には、油圧ホースの劣化状況等の点検を行うものとし、油圧ホースに劣化等が確認された場合は、直ちに置き替えるものとする。

32-3 環境物品等の調達

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた水資源機構の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督員と協議するものとする。

第33節 交通安全管理

33-1 交通に対する規制

1. 受注者は、一般車両と共有する区間について、一般車両の交通安全対策に十分留意し、必要な対策を実施するものとする。
2. 受注者は、工事に使用する車両について、その旨を明示した車両とするものとする。

33-2 過積載による違法運行の防止対策

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- ① 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ② さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ③ 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- ④ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- ⑤ 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ⑥ 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第34節 河川区域及び周辺での異常発見時の報告

施工中に河川区域及び周辺における施設の異常、不法行為等を発見した場合は、そ

の旨を速やかに監督員に報告し、指示を受けること。

- ① 貯水池法面、河川構造物等に異常を発見した場合。
- ② ゴミの不法投棄等が発見した場合。
- ③ その他、特にダム管理者に通報することが必要と認められる場合。

第35節 火災保険等

受注者は、共通仕様書第1編1-1-41に示す保険の他、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）に生じる損害を補填する保険（土木工事保険など）に付さなければならない。

第36節 震災対策

1. 受注者は地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第37節 工事現場における説明性の向上

受注者は、業務名、工事の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書（概要書）を作成し、施工箇所の近隣住民等から説明を求められた場合は、工事の安全確保の支障のない範囲において、本工事の工事説明書を配付する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び目的・効果を周知するものとする。

第38節 参考資料等の取扱い

設計図書配布時に提示する参考資料は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。

第2章 材料編

第1節 適用

1-1 見本又は資料の提出

受注者は、本工事に用いる工事材料については、使用前に見本又は資料等を監督員に提出し、承諾を得るものとする。

第2節 コンクリート

2-1 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリート(JIS A 5308)とし、その規格は次表のとおりとする。

コンクリートの種類	粗骨材最大寸法	スランプ	呼び強度	セメントの種類	備考
普通コンクリート	40mm	8cm	18N/mm ²	高炉セメントB種	擁壁護岸工

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

2. 受注者は、コンクリートの耐久性向上の対策については、「コンクリートの耐久性向上対策実施要領」(平成14年9月版)に基づき実施するものとする。

第3章 土木工事共通編

第1節 現場技術員等

1. 現場技術員及び監督補助員

本工事の実施に当たり、監督の補助業務を別途、現場技術員または監督補助員（継続雇用従事者）（以下「現場技術員等」という。）に付する場合がある。

なお、本工事に配置する現場技術員等の氏名は、別途監督員が通知するものとする。

2. 業務の協力

受注者は、現場技術業務等を管理する管理技術者及び業務従事者が現場の状況を把握するために現場に立ち入る場合は、これに協力しなければならない。

第2節 立会による確認

受注者は、共通仕様書に定めるほか、次表の施工について、監督員の立会による確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、立会項目等を監督員へ書面により提出しなければならない。ただし、監督員に通知後、監督員が立会に変わる他の方法を指示した場合は、この限りではない。

種 別	細 別	立会する工事内容	備 考
樹林帯維持工	施工範囲	施工前・施工後、伐採木選定後	
清掃工	数量確認	整形後	
施設植物維持管理工	施工範囲	施工前・施工後	
河川土工	施工範囲	施工前・施工後	
応急処理工	施工範囲	施工後	
放流警報警報局装置設置工	施工範囲	施工前、施工後	

第3節 段階確認

1. 受注者は、共通仕様書に定めるほか、次表の施工段階において、監督員の段階確認を受けなければならない。

段階確認の実施日時及び実施箇所は、監督員が定めるものとする。

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目
擁壁護岸工	床堀	・土質の変化時 ・床堀完了時	・境界部の確認 ・仕上がり面の状況、基礎地盤の適否

第4節 成果品の納品等

4-1 納品等の方法

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(平成6年3月国土交通省)」(以下「要領」という。)(URL: http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/)に基づいて作成した電子データを指す。

2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R又はDVD)で3部提出する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上、電

子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月：国土交通省）」（http://www.cals-ed.go.jp/cr_guideline/）に基づき行うものとし、工事着手前に「事前協議チェックシート（土木工事用）」を用いて監督員と協議するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

4-2 工事完成図書の提出

1. 工事完成図書は次のとおり提出するものとする。
 - (1) 電子媒体(CD-R又はDVD-R) 一式(3部)
2. 受注者は、工事完成図書の電子媒体の提出にあたっては、「技術情報インデックスファイル」を電子媒体で格納して提出するものとする。

なお、「技術情報インデックスファイル」の様式は水資源機構ホームページに掲載している。

第5節 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督員へ電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出等を行わなければならない。

また、監督員へ提出する電子データの作成、メールの送信を行うパソコンのウィルスチェックソフトについては、常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第6節 情報管理体制の確保

1. 受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、別紙様式を参考に情報取扱者名簿及び情報管理体制図について監督職員の承諾を得ること。あわせて、土木工事共通仕様書1編 1-1-4に基づく施工計画書の現場組織表に記載すること。記載内容に変更が生じた場合も同様とする。
2. 受注者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、本工事の施工外の目的に使用してはならない。
3. 受注者は、要保護情報を本工事の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
4. 要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
5. 受注者は、本工事完了時に、要保護情報について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
6. 受注者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。

なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

第4章 一般施工

第1節 一般事項

1. 施工内容、施工範囲は、設計図書に示すとおりであるが、現場状況や関係機関との協議等により施工内容の変更又は施設保全及び施設補修等の追加を行う場合がある。この場合は、監督員より指示するものとし、設計変更の対象とする。
2. 本工事では、風水害や地震発生等の突発的事象に対する初期対応について、監督員より指示する場合がある。この場合は、設計変更の対象とする。

第2節 松原ダム管内維持工

2-1 樹林帯維持工

2-1-1 除草

除草は、樹木の育成を目的とした下刈り以外の箇所を行うものとする。実施個所を松原ダム樹林帯維持工位置図に示す。実施範囲の詳細については、監督員より指示する。作業内容、数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

法面での除草作業は、法勾配と現地の状況を十分勘察し、現地にあった機種を選定し場合によっては、補助員を付けて作業の安全に十分注意し実施しなければならない。

除草作業に機械を使用する時は、作業員及び道路上への落石、飛び石等による事故を防止するため、刈り込み前に異物を除去する等、安全に作業しなければならない。

発生した刈草等は、可能な限りダム湖の湛水や出水等でダム湖へ流出しないよう現地に集積するものとする。

2-1-2 下刈り

下刈りは、樹木育成を目的とし、雑草木及びつる類を鎌や刈り払い機で刈り払うものとし、下刈り時期については、植生の繁殖状況を踏まえたうえで実施するものとする。実施個所を松原ダム樹林帯維持工位置図に示す。実施範囲の詳細については、監督員より指示する。作業内容、数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

施工の際は既存の植生木等を傷つけないよう十分注意するものとする。

発生した刈草等は、可能な限りダム湖の湛水や出水等でダム湖へ流出しないよう現地に集積するものとする。

2-1-3 伐竹

伐竹は、樹林帯の生育に支障となる竹を対象とし、枝落とし、玉切り（4m程度）を実施するものとし、除根はしないものとする。実施範囲の詳細については、監督員より指示する。作業内容、数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

発生した竹等は、可能な限りダム湖の湛水や出水等でダム湖へ流出しないよう現地に集積するものとする。

2-1-4 立木伐採

森林の健全性を高めるため間伐や皆伐を行うものであり、伐採木の選定、伐採、枝葉落とし、玉切りまでを含むものとする。玉切りについては4mを基本とし、3m以上～4m未満の場合は3mとする。作業内容、数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

2-1-5 枝葉運搬

立木伐採により発生した枝葉等は、木材運搬を行う場合は下笠焼却炉に運搬するものとする。作業内容、数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

2-1-6 木材運搬

伐採した木材について、監督員が下笠焼却炉への運搬を指示した場合は、運搬した木材は現場発生品として速やかに監督員に書類を提出するものとする。作業内容、数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

2-2 清掃工

2-2-1 貯水池内塵芥集積

松原ダム貯水池に浮遊する塵芥・流木等を湖内に集積するものとする。集積に使用する作業船は受注者が用意するものとする。

なお、異常気象等により通常の作業形態を逸脱すると思慮される事象が生じた場合は、施工時に実施する歩掛かり調査の結果を基に監督員との協議の上、作業内容を変更できるものとし設計変更の対象とする。ただし、歩掛かり調査の結果、当初契約時の歩掛かり内容との差異が微少な場合は、変更しない場合がある。

また、塵芥集積量は概算数量であるため、実施数量については設計変更の対象とする。

2-2-2 湖内運搬

集積された塵芥・流木等を松原ダム貯水池の荷上場付近まで湖内運搬するものとする。作業内容、数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

2-2-3 荷揚げ・切断

松原ダム貯水池の荷揚場付近にある塵芥・流木等を荷揚げし、流木等は適当な大きさに切断するものとする。荷上場に変更がある場合は、監督員と協議すること。作業内容、数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

2-2-4 積込・整形

松原ダム貯水池から荷揚げした塵芥・流木等について、各々運搬車両へ積み込んで下笠焼却炉に運搬し、仮置きし、整形するものとする。この際、下笠ダム管内から運搬された塵芥・流木と混同しないよう仮置き場を明確に分けておくこと。置き場所の詳細は、監督員と協議して決定する。作業内容、数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

2-2-5 陸上運搬

松原ダム貯水池から荷揚げした塵芥・流木等を下笠焼却炉に運搬するものとする。作業内容、数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

2-2-6 流木塵芥分別積込

焼却炉仮置き場に流木塵芥について、第1章第20節20-4 2. に示す建設副産物の種類毎に運搬車へ積み込むものとする。数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

2-2-7 流木塵芥運搬

積込みした流木塵芥は、第1章第20節20-4 2. に示す施設まで運搬するものとする。数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

2-2-8 処分

処分数量については、マニフェストに記載された数量で確認するものとし、設計変更の対象とする。数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

2-3 施設植物維持管理工

2-3-1 除草工

松原ダム管内において、樹林帯維持工における施工範囲以外（松原ダム管理支所庁舎下、松原ダム下流広場公園）の除草、集草を行うものである。作業内容、数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。法面での除草作業は、法勾配と現地状況を十分勘案し、現地にあった機種を選定し場合によっては、補助員を付けて作業の安全に十分注意し実施しなければならない。除草作業に機械を使用する時は、一般利用者、作業員及び道路上への落石、飛び石等による事故を防止するため、飛び石防護装置を装着し、刈り込み前に異物を除去する等、安全に作業しなければならない。

草の繁茂状況等により作業内容の変更、追加を指示する場合がある。この場合、設計変更の対象とする。詳細な施工範囲は別途、監督員より指示する。

2-4 河川土工

2-4-1 掘削

松原ダム貯水池内、北平川貯砂ダム及び蕨野貯砂ダムの堆砂を掘削し運搬を行うものである。詳細な掘削数量、掘削形状は着工前測量の結果を踏まえて監督員と協議の上、決定するものとする。掘削に先立ち、進入路等への敷鉄板設置や水替え等が必要な場合は、監督員と協議すること。

作業内容、数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

2-4-2 土砂等運搬

土砂の運搬は第1章第20節20-3を予定しているが、搬出先を変更する場合は、監督員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

2-5 応急処理工

2-5-1 大型土のう製作・据付

貯水位変動により進入路等の洗掘が懸念される箇所の土砂流出、洗掘拡大を防止、軽減するため、大型土のう（耐候性3年）の作成、設置を行うものとする。必要数量は30袋を想定しているが、被害状況に応じて、土のう種類の変更、追加変更を指示する場合がある。この場合は、設計変更の対象とする。中詰め土は栃原仮置き場から採取すること。

本作業は、損傷、災害等突発的な事象が発生した場合に監督員の指示により迅速に応急復旧を行うものとする。作業内容に変更、追加が生じた場合は、監督員より指示するものとし、設計変更の対象とする。

2-6 擁壁護岸工

河川岸の洗掘、浸食されている箇所について、擁壁護岸工により、根継工を施工し、さらなる洗掘、浸食を防止する。施工箇所の詳細については、別途監督職員が指示する。

コンクリート打設について、コンクリートポンプ車によるコンクリート打設及び一般型枠を用いた施工を想定しているが、現場と設計条件の相違等により、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第3節 下笠ダム管内維持工

3-1 樹林帯維持工

3-1-1 除草

除草は、樹木の育成を目的とした下刈り以外の箇所を行うものとする。実施箇所を下笠ダム樹林帯維持工位置図に示す。実施範囲の詳細については、監督員より指示する。作業内容、数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

法面での除草作業は、法勾配と現地の状況を十分勘察し、現地にあった機種を選定し場合によっては、補助員を付けて作業の安全に十分注意し実施しなければならない。

除草作業に機械を使用する時は、作業員及び道路上への落石、飛び石等による事故を防止するため、刈り込み前に異物を除去する等、安全に作業しなければならない。

発生した刈草等は、可能な限りダム湖の湛水や出水等でダム湖へ流出しないよう現地に集積するものとする。

3-1-2 伐竹

伐竹は、樹林帯の生育に支障となる竹を対象とし、枝落とし、玉切り（4 m程度）を実施するものとし、除根はしないものとする。実施範囲の詳細については、監督員より指示する。作業内容、数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

発生した竹等は、可能な限りダム湖の湛水や出水等でダム湖へ流出しないよう現地に集積するものとする。

3-1-3 立木伐採

森林の健全性を高めるため間伐や皆伐を行うものであり、伐採木の選定、伐採、枝葉落とし、玉切りまでを含むものとする。玉切りについては4 mを基本とし、3 m以上～4 m未満の場合は3 mとする。作業内容、数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

3-1-4 枝葉運搬

立木伐採により発生した枝葉等は、木材運搬を行う場合は下笠焼却炉に運搬するものとする。数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

3-1-5 木材運搬

伐採した木材は、監督員が下笠焼却炉への運搬を指示した場合は、運搬した木材は現場発生品として速やかに監督員に書類を提出するものとする。数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

3-2 清掃工

3-2-1 貯水池内塵芥集積

下笠ダム貯水池に浮遊する塵芥・流木等を湖内に集積するものとする。集積に使用する作業船は受注者が用意するものとする。

なお、異常気象等により通常の作業形態を逸脱すると思慮される事象が生じた場合は、施工時に実施する歩掛かり調査の結果を基に監督員との協議の上、作業内容を変更できるものとし設計変更の対象とする。ただし、歩掛かり調査の結果、当初契約時の歩掛かり内容との差異が微少な場合は、変更しない場合がある。

また、塵芥集積量は概算数量であるため、実施数量については設計変更の対象とする。

3-2-2 湖内運搬

集積された塵芥・流木等を下笠ダム貯水池の荷上場付近まで湖内運搬するものとする。数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

3-2-3 荷揚げ・切断

下笠ダム貯水池の荷揚場付近にある塵芥・流木等を荷揚げし、流木等は適当な大きさに切断するものとする。荷上場に変更がある場合は、監督員と協議すること。数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

3-2-4 積込・整形

下笠ダム貯水池から荷揚げした塵芥・流木等について、各々運搬車両へ積み込んで下笠焼却炉に運搬し、仮置きし、整形するものとする。この際、松原ダム管内から運搬された塵芥・流木と混同しないよう仮置き場を明確に分けておくこと。置き場所の詳細は、監督員と協議して決定する。数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

3-2-5 陸上運搬

下笠ダム貯水池から荷揚げした塵芥・流木等を下笠焼却炉に運搬するものとする。数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

3-2-6 流木塵芥分別積込

焼却炉仮置き場に流木塵芥について、第1章第20節20-4 2. に示す建設副産物の種類毎に運搬車へ積み込むものとする。数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

3-2-7 流木塵芥運搬

積込みした流木塵芥は、第1章第20節20-4 2. に示す施設まで運搬するものとする。数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

3-2-8 処分

処分数量については、マニフェストに記載された数量で確認するものとし、設計変更の対象とする。数量等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

3-3 施設植物維持管理工

3-3-1 除草及び集草

樹林帯維持工における施工範囲以外の除草を行うものである。駐車場ダム側、蜂の巣公園、福島公園の除草工は、刈草、集草まで行うものとする。

3-3-2 除草及び刈草運搬

かみつえ道の駅付近高水護岸、下笠ダム管理支所周辺の刈草は、下笠焼却炉仮置き場に運搬するものとする。運搬距離は下表のとおりとする。

草の繁茂状況等により変更、追加指示する場合がある。この場合、設計変更の対象とする。詳細な施工範囲は別途、監督員より指示する。

作業地区	運搬距離
かみつえ道の駅付近高水護岸	除草 L=7.8km (片道：DID無)
下笠ダム管理支所周辺	除草 L=0.5km (片道：DID無)

3-3-3 伐竹及び除草工

川原観測所の除草、伐竹を行うものである。刈草は、下笠焼却炉仮置き場に運搬するものとする。運搬距離は下表のとおりとする。

草等の繁茂状況等により変更、追加指示する場合がある。この場合、設計変更の対象とする。詳細な施工範囲は別途、監督員より指示する。

作業地区	運搬距離
川原観測所	除草、伐竹 L=8.0km (片道：DID無)

3-3-4 伐竹工

栃野観測所の伐竹を行うものである。刈った竹は、下笠焼却炉仮置き場に運搬するものとする。運搬距離は下表のとおりとする。

竹等の繁茂状況等により変更、追加指示する場合がある。この場合、設計変更の対象とする。詳細な施工範囲は別途、監督員より指示する。

作業地区	運搬距離
栃野観測所	伐竹 L=7.8km (片道：DID無)

3-3-5 樹木管理工

下笠ダム管理支所周辺の高木及び中木のせん定を行うものである。せん定した枝葉等は、下笠焼却炉仮置き場（DID区間なし。0.5km）に運搬するものとする。せん定仕様を下表に示す。

繁茂状況等により変更、追加指示する場合がある。この場合、設計変更の対象とする。

細別	規格	数量	せん定仕様	時間制約
高木せん定①	幹周30cm未満	1	夏期せん定	無
高木せん定②	幹周60cm以上～90cm未満	3	夏期せん定	無
高木せん定③	幹周90cm以上～120cm未満	1	夏期せん定	無
中木せん定①	樹高100cm未満	3	球形せん定	無
中木せん定②	樹高100cm以上～200cm未満	5	球形せん定	無
中木せん定③	樹高200cm以上～300cm未満	1	球形せん定	無
中木せん定④	樹高200cm以上～300cm未満	1	円筒形せん定	無

- せん定は、サクラを除き、樹高、樹冠の整え乱れを防ぎ一定の形に整えること。
なお、せん定時期については、常緑樹・落葉樹などの特性を鑑み、適正な時期を選ぶものとし、監督員の承諾を得る。
- 高所作業時においてアームを有するゴンドラを使用する場合は、ゴンドラ安全規則の規程による使用及び就業等を遵守するものとする。（労働安全衛生法）
- せん定した枝葉は、下笠焼却炉に運搬し整形するものとする。

3-3-6 寄植せん定工

下笠ダム管理支所周辺の寄植のせん定を行うものである。

- せん定は、樹高、樹冠の整え乱れを防ぎ一定の形に整えること。
なお、せん定時期については、樹木の特性を鑑み、適正な時期を選ぶものとし、

監督員の承諾を得る。

2. せん定した枝葉は、下釜焼却炉に運搬し整形するものとする。

3-4 河川土工

3-4-1 掘削工

下釜ダム貯水池内の堆砂土砂を掘削し運搬を行うものである。詳細な掘削数量、掘削形状は着工前測量の結果を踏まえて監督員と協議の上、決定するものとする。掘削に先立ち、進入路等への敷鉄板設置や水替え等が必要な場合は、監督員と協議すること。

3-4-2 土砂等運搬

土砂の運搬は第1章第20節20-3を予定しているが、搬出先を変更する場合は、監督員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

3-5 応急処理工

3-5-1 大型土のう製作・据付

貯水位変動により進入路等の洗掘が懸念される箇所の土砂流出、洗堀拡大を防止、軽減するため、大型土のう（耐候性3年）の作成、設置を行うものとする。必要数量は30袋を想定しているが、被害状況に応じて、土のう種類の変更、追加変更を指示する場合がある。この場合は、設計変更の対象とする。中詰め土は栃原仮置き場から採取すること。

本作業は、損傷、災害等突発的な事象が発生した場合に監督員の指示により迅速に応急復旧を行うものとする。作業内容に変更、追加が生じた場合は、監督員より指示するものとし、設計変更の対象とする。

第4節 その他

4-1 土質試験

第2節松原ダム管内維持工2-5河川土工、第3節下釜ダム管内維持工3-5河川土工で松原ダム管内及び下釜ダム管内から大分県内に建設発生土を持ち込む際は、施工前に掘削箇所における松原ダム管内、下釜ダム管内それぞれの土質試験を実施するものとする。試験項目については「別表 土質試験項目」のとおりとする。土質試験の結果については監督員に報告するものとする。

4-2 異常発生時の対応等

施設補修等として、以下の作業の実施やその他松原ダム管内及び下釜ダム管内で突発的に発生した損傷等の異常に対応するため、維持、修繕を指示する場合がある。この場合は設計変更の対象とする。

松原ダム管内

- ①ダム天端左岸トイレ旧工
- ②ダム右岸下流清掃工
- ③松原ダム貯水池周辺管理用道路補修
- ④監査郎内外安全設備補修

下釜ダム管内

- ①右岸天端駐車場歩道等整備
- ②ダム天端高欄左右岸親柱等補修
- ③管理支所庁舎補修等
- ④監査廊内外安全設備補修

第5章 電気通信設備工事

第1節 工事の範囲

1. パンザーマストの撤去及び設置

第2節 施工場所

中千丈警報局舎 大分県日田市大山町西大山字橋場

第3節 官公庁等手続き

本工事施工のために必要な官公庁等手続きは、土木工事共通仕様書1-1-1-36「官公庁等への手続等」によるものとするが、九州総合通信局への手続きは発注者側で実施するため、受注者は手続きに必要な資料作成等の協力を行うものとする。

第4節 一般事項

1. パンザーマストの撤去に伴う配線作業については、関係工事等により実施することを想定しており、施工の詳細について、監督職員を含めて十分打合せを行うものとする。
2. 作業において、既設機器またはその他の施設に損傷を与えた場合は、全て受注者の負担において修理及び原形復旧するものとする。
3. パンザーマスト設置に必要な資機材については支給するものとするが、引き渡し場所や時期の詳細については監督職員が別途指示するものとする。
また、パンザーマスト撤去にて生じた発生品は下筈焼却場仮起き場まで搬出するものとするが、搬出先の状況等により搬出場所の変更を指示する場合がある。この場合、設計変更の対象とする。

第5節 再下請負

電気通信設備工事に伴う再下請負先については、監督職員と別途協議したうえ決定するものとする。

以上

土質試験項目

番号	名称	単位	数量	備考
1	カドミウム	検体	1	
2	全シアン	検体	1	
3	有機リン	検体	1	
4	鉛	検体	1	
5	六価クロム	検体	1	
6	ヒ素	検体	1	
7	総水銀	検体	1	
8	アルキル水銀	検体	1	
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検体	1	
10	トリクロロエチレン	検体	1	
11	テトラクロロエチレン	検体	1	
12	ジクロロメタン	検体	1	
13	四塩化炭素	検体	1	
14	1・2-ジクロロエタン	検体	1	
15	1・1ジクロロエチレン	検体	1	
16	シス-1・2-ジクロロエチレン	検体	1	
17	1・1・1-トリクロロエタン	検体	1	
18	1・1・2トリクロロエタン	検体	1	
19	1・3-ジクロロプロペン	検体	1	
20	ベンゼン	検体	1	
21	クロロエチレン	検体	1	
22	チウラム	検体	1	
23	シマジン	検体	1	
24	チオベンカルブ	検体	1	
25	セレン	検体	1	
26	ふっ素	検体	1	
27	ほう素	検体	1	

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 令和8－9年度 松原ダム・下釜ダム管内維持修繕工事（令和8年度分）

独立行政法人 水資源機構
筑後川上流総合管理所

工事数量総括表

工事名	令和8-9年度 松原ダム・下笠ダム管内維持修繕工事（令和8年度分） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
河川維持		式		1		
松原ダム管内維持工（令和8年度）		式		1		
樹林帯維持工 松原ダム		式		1		
除草	機械除草・集草	m2		35,600		
下刈り	機械除草・集草	m2		4,600		
伐竹	10cm未満、伐採、枝落、4m切含む	本		10		
立木伐採①	直径10cm未満	本		10		
立木伐採②	直径10cm以上20cm未満	本		10		
立木伐採③	直径20cm以上30cm未満	本		10		
立木伐採④	直径30cm以上40cm未満	本		10		
立木伐採⑤	直径40cm以上	本		10		

工事数量総括表

工事名	令和8-9年度 松原ダム・下笠ダム管内維持修繕工事（令和8年（当初）度分）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
枝葉運搬	L=5km以下	m3		10		
木材運搬	L=5km以下	m3		10		
清掃工 松原ダム		式		1		
貯水池内塵芥集積		m3		400		
湖内運搬		m3		400		
荷揚げ・切断		m3		400		
積込・整形		m3		400		
陸上運搬	L=4.0km以下, 下笠焼却炉	m3		400		
流木塵芥分別積込		m3		400		
流木塵芥運搬		m3		400		
処分費 I	幹	t		31		

工事数量総括表

工事名	令和8-9年度 松原ダム・下笠ダム管内維持修繕工事（令和8年度分） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
処分費Ⅱ	根株	t		5		
処分費Ⅲ	木くず（廃プラ混じり）	t		146		
施設植物維持管理工 松原ダム		式		1		
除草		m2		8,700		
河川土工 松原ダム		式		1		
掘削 北平川貯砂ダム		m3		1,500		
土砂等運搬 北平川貯砂ダム	L=12.4km、処分費含む	m3		1,500		
応急処理工 松原ダム		式		1		
大型土のう製作設置	耐候性土のう、L=7.5km以下	袋		30		
擁壁護岸工		式		1		
床堀		式		1		(10m3)

工事数量総括表

工事名	令和8-9年度 松原ダム・下笠ダム管内維持修繕工事（令和8年度分） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
土砂等運搬	L=22.5km以下、処分費含む	m3		10		
根継工	18-8-40(BB)	m3		18		
交通管理工 松原ダム		式		1		
交通誘導警備員		式		1		(28人日)
下笠ダム管内維持工（令和8年度）		式		1		
樹林帯維持工 下笠ダム		式		1		
除草	機械除草・集草	m2		60,300		
伐竹	10cm未満、伐採、枝落、4m切含む	本		10		
立木伐採①	直径10cm未満	本		10		
立木伐採②	直径10cm以上20cm未満	本		50		
立木伐採③	直径20cm以上30cm未満	本		50		

工事数量総括表

工事名	令和8-9年度 松原ダム・下笠ダム管内維持修繕工事（令和8年（当初）度分）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
立木伐採④	直径30cm以上40cm未満	本		10		
立木伐採⑤	直径40cm以上	本		10		
枝葉運搬	L=2km以下	m3		100		
木材運搬	L=2km以下	m3		50		
清掃工 下笠ダム		式		1		
貯水池内塵芥集積		m3		400		
湖内運搬		m3		400		
荷揚げ・切断		m3		400		
積込・整形		m3		400		
陸上運搬	L=1.0km以下, 下笠焼却炉	m3		400		
流木塵芥分別積込		m3		400		

工事数量総括表

工事名	令和8-9年度 松原ダム・下笠ダム管内維持修繕工事（令和8年（当初） 度分）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
流木塵芥運搬		m3		400		
処分費Ⅰ	幹	t		48		
処分費Ⅱ	根株	t		10		
処分費Ⅲ	木くず（廃プラ混じり）	t		107		
施設植物維持管理工 下笠ダム		式		1		
除草 樹林帯以外	機械除草、集草	m2		9,500		
除草 かみつえ道の駅護岸	人力除草、搬出L=7.8km	m2		3,000		
除草 管理支所周辺	機械除草、搬出L=1.0km以下（給水槽 周辺除く）	m2		700		
伐竹及び除草 川原観測所	人力除草、集草、L=8.0km	m2		600		
伐竹 栃野観測所	伐竹、L=7.8km	m2		400		
樹木管理工 管理支所周辺		本		15		

工事数量総括表

工事名	令和8-9年度 松原ダム・下笠ダム管内維持修繕工事（令和8年度分） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
寄植せん定工	中木	m2		280		
河川土工 下笠ダム		式		1		
掘削 津江川		m3		3,000		
土砂等運搬 津江川	L=21.7km、処分費含む	m3		3,000		
応急処理工 下笠ダム		式		1		
大型土のう製作設置	耐候性土のう、L=6.5km以下	袋		30		
交通管理工 下笠ダム		式		1		
交通誘導警備員		式		1		(30人日)
通信設備		式		1		
放流警報設備工		式		1		
放流警報警報局装置撤去工 中千丈局		式		1		

工事数量総括表

工事名	令和8-9年度 松原ダム・下笠ダム管内維持修繕工事（令和8年度分） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
パンザーマスト撤去		本		2		
放流警報警報局装置設置工 中千丈局		式		1		
パンザーマスト設置	鋼板組立柱20m以下新設, 2本	本		2		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
土質等試験費 松原ダム(令和8年度)		式		1		
土質等試験費 下笠ダム(令和8年度)		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	令和8－9年度 松原ダム・下笠ダム管内維持修繕工事（令和8年度分）						（当 初）
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
純工事費		式		1			
現場管理費		式		1			
工事原価		式		1			
一般管理費等		式		1			
工事価格		式		1			
消費税相当額		式		1			
工事費計		式		1			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 令和8－9年度 松原ダム・下釜ダム管内維持修繕工事（令和9年度分）

独立行政法人 水資源機構
筑後川上流総合管理所

工事数量総括表

工事名	令和8-9年度 松原ダム・下笠ダム管内維持修繕工事（令和9年度分） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
河川維持		式		1		
松原ダム管内維持工（令和9年度）		式		1		
樹林帯維持工 松原ダム		式		1		
除草	機械除草・集草	m2		35,600		
下刈り	機械除草・集草	m2		4,600		
伐竹	10cm未満、伐採、枝落、4m切含む	本		10		
立木伐採①	直径10cm未満	本		10		
立木伐採②	直径10cm以上20cm未満	本		10		
立木伐採③	直径20cm以上30cm未満	本		10		
立木伐採④	直径30cm以上40cm未満	本		10		
立木伐採⑤	直径40cm以上	本		10		

工事数量総括表

工事名	令和8-9年度 松原ダム・下笠ダム管内維持修繕工事（令和9年度分） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
枝葉運搬	L=5km以下	m3		10		
木材運搬	L=5km以下	m3		10		
清掃工 松原ダム		式		1		
貯水池内塵芥集積		m3		400		
湖内運搬		m3		400		
荷揚げ・切断		m3		400		
積込・整形		m3		400		
陸上運搬	L=4.0km以下, 下笠焼却炉	m3		400		
流木塵芥分別積込		m3		400		
流木塵芥運搬		m3		400		
処分費 I	幹	t		31		

工事数量総括表

工事名	令和8-9年度 松原ダム・下笠ダム管内維持修繕工事（令和9年度分） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
処分費Ⅱ	根株	t		5		
処分費Ⅲ	木くず（廃プラ混じり）	t		146		
施設植物維持管理工 松原ダム		式		1		
除草		m2		8,700		
河川土工 松原ダム		式		1		
掘削 蕨野貯砂ダム		m3		2,000		
土砂等運搬 蕨野貯砂ダム	L=13.2km、処分費含む	m3		2,000		
応急処理工 松原ダム		式		1		
大型土のう製作設置	耐候性土のう、L=7.5km以下	袋		30		
擁壁護岸工		式		1		
床堀		式		1		(10m3)

工事数量総括表

工事名	令和8-9年度 松原ダム・下笠ダム管内維持修繕工事（令和9年度分） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
土砂等運搬	L=22.5km以下、処分費含む	m3		10		
根継工	18-8-40(BB)	m3		18		
交通管理工 松原ダム		式		1		
交通誘導警備員		式		1		(26人日)
下笠ダム管内維持工（令和9年度）		式		1		
樹林帯維持工 下笠ダム		式		1		
除草	機械除草・集草	m2		60,300		
伐竹	10cm未満、伐採、枝落、4m切含む	本		10		
立木伐採①	直径10cm未満	本		10		
立木伐採②	直径10cm以上20cm未満	本		50		
立木伐採③	直径20cm以上30cm未満	本		50		

工事数量総括表

工事名	令和8-9年度 松原ダム・下笠ダム管内維持修繕工事（令和9年度分） （当初）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
立木伐採④	直径30cm以上40cm未満	本		10		
立木伐採⑤	直径40cm以上	本		10		
枝葉運搬	L=2km以下	m3		100		
木材運搬	L=2km以下	m3		50		
清掃工 下笠ダム		式		1		
貯水池内塵芥集積		m3		400		
湖内運搬		m3		400		
荷揚げ・切断		m3		400		
積込・整形		m3		400		
陸上運搬	L=1.0km以下, 下笠焼却炉	m3		400		
流木塵芥分別積込		m3		400		

工事数量総括表

工事名	令和8-9年度 松原ダム・下笠ダム管内維持修繕工事（令和9年度分） （当初）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
流木塵芥運搬		m3		400		
処分費Ⅰ	幹	t		48		
処分費Ⅱ	根株	t		10		
処分費Ⅲ	木くず（廃プラ混じり）	t		107		
施設植物維持管理工 下笠ダム		式		1		
除草 樹林帯以外	機械除草、集草	m2		9,500		
除草 かみつえ道の駅護岸	人力除草、搬出L=7.8km	m2		3,000		
除草 管理支所周辺	機械除草、搬出L=1.0km以下（給水槽 周辺除く）	m2		700		
伐竹及び除草 川原観測所	人力除草、集草、L=8.0km	m2		600		
伐竹 栃野観測所	伐竹、L=7.8km	m2		400		
樹木管理工 管理支所周辺		本		15		

工事数量総括表

工事名	令和8-9年度 松原ダム・下笠ダム管内維持修繕工事（令和9年度分） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
寄植せん定工	中木	m2		280		
河川土工 下笠ダム		式		1		
掘削 津江川		m3		3,000		
土砂等運搬 津江川	L=21.7km、処分費含む	m3		3,000		
応急処理工 下笠ダム		式		1		
大型土のう製作設置	耐候性土のう、L=6.5km以下	袋		30		
交通管理工 下笠ダム		式		1		
交通誘導警備員		式		1		(30人日)
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	令和8-9年度 松原ダム・下笠ダム管内維持修繕工事（令和9年度分） （当初）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
技術管理費		式		1		
土質等試験費 松原ダム(令和9年度)		式		1		
土質等試験費 下笠ダム(令和9年度)		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		

